



2024年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社電業社機械製作所
代表者名 代表取締役社長 彦坂典男
(コード：6365 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 稲垣 晃
(TEL 055-975-8221)

2024年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、下記のとおり企業内容等の開示に関する内閣府令 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

2024年3月期第3四半期報告書(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

2. 延長前の提出期限

2024年2月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年3月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年2月13日付「特別調査委員会設置、2024年3月期第3四半期決算発表の延期及び四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」にて記載のとおり、当社東北支店の営業担当が同支店長の印章を不正利用した上で、当社が協力会社に対してトンネル工事を発注する旨の架空の建設工事下請契約書を作成したこと(以下「本件不正利用」といいます。)が判明し、当社において印章の管理が不十分であり印章の不正利用の疑義及び印章の不正利用の防止にかかる内部統制の不備に関する疑義があること、並びに本件不正利用が判明した後の取締役会、取締役監査委員等への情報伝達についても不備があった疑義(以下併せて「本件疑義」といいます。)が確認されたため、本件疑義について客観的かつ公平な視点・立場から十分かつ適切な調査を行い、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正の可否を含めて検討した上で、2024年3月期第3四半期決算を確定させる必要が生じました。

当社は、本件疑義に関し、その全容解明に取り組むため、2024年2月12日開催の取締役会において、当社とは利害関係を有しない外部専門家から構成される特別調査委員会を同日付けで設置し、調査を開始することを決議いたしましたが、調査の完了までには相応の時間を要する見込みです。また、監査法人においては、特別調査委員会による本件の調査報告をもって、他の不正行為による虚偽記載が存在しないかの確認をするための追加的な監査手続き等が必要であり、法令に定める提出期限までに監査法人による四半期レビュー報告書を受領が困難であるとの判断に至り、当第3四半期報告書の提出期限延長に係る申請書を提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の四半期報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上